

住宅支援の動き

福島県

福島県は、平成27年8月27日の知事記者会見で、仮設・借上げ住宅の供与に代わる新たな支援策の内容を発表しました。実質的に、仮設住宅(みなし仮設住宅を含む)の供与期間終了までに、帰還するのに移住するのかを迫る内容と言えます。

移転費用の支援 平成27年内に実施予定

【対象世帯】

県内外の応急仮設住宅等から、福島県内(県内避難世帯の場合は避難元市町村)の自宅等へ移転する世帯。

- ・制度受付開始前にすでに移転が完了した世帯(原則として2年以上応急仮設住宅等へ入居していた世帯のみ)も対象になる。
- ・市町村が実施している既存事業で移転費用の補助を受けることができる世帯と、平成27年10月1日現在の避難指示区域からの避難世帯は対象にならない。

※応急仮設住宅等とは、建設型仮設住宅、借上げ住宅・公営住宅等のみなし仮設、その他自治体の支援により無償提供されている住宅を指す。

※自宅等とは、避難前の住居、新たに建築・購入・賃貸する住宅、災害公営住宅(地震・津波被災者向け)を指す。

【実施期間】

平成27年、28年度の2年間

【補助額】

福島県外からの移転：
10万円(単身世帯は5万円)
福島県内からの移転：
5万円(単身世帯は3万円)



民間賃貸住宅家賃への支援(案) 平成29年度から実施予定

【対象世帯】

県内外の仮設・借上げ住宅に避難している世帯のうち、低所得世帯など一定の要件に該当し、供与期間終了後も民間賃貸住宅で避難生活を継続することが必要な世帯。

- ・避難指示区域からの避難世帯、被災者生活再建支援金など他制度による支援等がある世帯は対象にならない。
- ・公営住宅の入居基準をベースとした収入要件を設けるとともに、母子避難など二重生活世帯には要件の緩和も検討する。
- ・一定の条件の下で、現在の住宅からの住み替えも可能とする方向で検討する。

【対象期間】

2年程度

【補助率】

対象期間に応じ段階的に引き下げていく方向で検討。

住宅確保対策(案)

家賃が低廉な公的住宅を提供できるよう、公営住宅等の確保に向けて取り組む。

福島県と関係自治体等により構成する検討会議を立ち上げ、仮設・借上げ住宅からの円滑な移行に必要な方策等の検討を進める。

宮城県

●石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、東松島市、女川町、南三陸町

応急仮設住宅の供与開始から6年間まで一律延長

●仙台市、多賀城市、亶理町、山元町、七ヶ浜町

特定の事情がある方に限定して延長(自宅の再建が決まっているが期間内に入居できない方など)

岩手県

●野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市

応急仮設住宅の供与開始から6年間まで一律延長

●奥州市、一関市

特定の事情がある方に限定して延長(自宅の再建が決まっているが期間内に入居できない方など)

なお、神奈川県の間接賃貸住宅を利用した応急仮設住宅に入居している方で、貸主の事情によりその住宅での延長ができない場合は、被災県と調整しながら適切に対応することです。

京都府や鳥取県など、自主避難者も対象とする独自の住宅支援策を打ち出している地方自治体もありますので、引き続き情報の収集と発信に努めてまいります。

発行者：特定非営利活動法人 かながわ避難者と共にあゆむ会

【連絡先】〒231-0011 横浜市中区太田町4-47 コーワ太田ビル7F「かながわ避難者と共にあゆむ会」宛

【活動拠点】〒221-0835 横浜市新神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民活動サポートセンター

TEL 045-312-1121(内線4142) [受付時間:平日 午後1時～5時] FAX 045-312-1862

メール:info@hinansha-shien.net ホームページ:http://hinansha-shien.net/

広報誌「ともにあゆむ」発行は、かながわボランティア活動推進基金21協働事業負担金 対象事業です。



私たちの活動をサポートしてくださる方からの活動支援金(1口1,000円)を受け付けております。ご協力よろしくお願いいたします。
ゆうちょ銀行 振替口座00250-7-101771
加入者名:かながわ避難者と共にあゆむ会

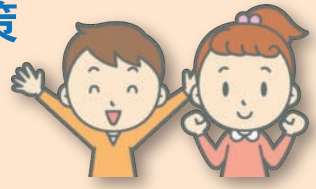
ともにあゆむ

2015 9 月

第12号

先月「子ども被災者支援法」や住宅支援に関する大きな動きがありましたので、それぞれ1ページと4ページに概要をまとめてみました。

「子ども被災者支援法」と関連施策



「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」(通称「子ども被災者支援法」)は、平成24年6月27日に成立した法律です。同法は理念法とも言われるように、目的と基本理念を定めたものであり、基本方針が定められたのは成立の翌年でした。また、支援対象地域の見直しにあわせて基本方針の内容を見直すことが明記されています。

その基本方針の改定案が今年7月10日に示され、パブリックコメント募集を経て8月25日の閣議で改定が決定しました。

基本方針(平成25年10月)の概要

【基本的な方向】

第8条に規定された支援対象地域にとどまらず、支援対象地域に準じる地域を施策ごとに定め、真に支援が必要な被災者に対し、きめ細かく支援を行うこととする。

放射線による健康不安を感じている被災者や、それに伴い生活上の負担が生じている被災者に対し、基本方針に基づく支援を着実に推進し、被災者が安心して生活できるようにする。

【対象地域】

(1)支援対象地域：原発事故発生後、相当な線量が広がっていた福島県

中通り・浜通り(避難指示区域等を除く)を「支援対象地域」とする。

(2)準支援対象地域：支援対象地域以外に、より広い地域で支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて「準支援対象地域」を定める。

【施策の例】

- ・福島近隣県を含めた外部被ばく状況の把握
- ・民間団体を活用した被災者支援の拡充
- ・住宅についての支援拡充
- ・自然体験活動の充実
- ・学校給食の放射性物質検査の実施地域の充実
- ・就労支援施策の拡充



基本方針の改定(平成27年8月25日)の要点

【支援対象地域に関する事項】

原発事故発生から4年余りが経過し、空間放射線量等からは「避難指示区域以外の地域から新たに避難する状況にはなく」、「支援対象地域は縮小又は撤廃することが適当」と考えられると明記されました。

ただし、避難するかどうか、移住するか帰還するかの選択は、被災者自らの意思で判断するものであり、その判断には一定の期間を要するため、「当面、支援対象地域の縮小または撤廃はしないこととする」と補足されています。ま

参考URL

復興庁「子ども被災者支援法基本方針 概要」 <http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/20131011gaiyou.pdf>

復興庁「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」(平成27年8月) <http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/20150825honbun.pdf>

復興庁「子ども被災者支援法の改定(案)」に対するパブリックコメント結果 <http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/20150825093158.html>

意外と知られていない施策

【公営住宅への入居における要件の緩和】

公営住宅の入居には一定の要件がありますが、対象者については、避難元市町村が発行する「居住実績証明書」があれば一部要件が緩和されます。ただし、この優先的取り扱いを実施するかどうかは都道府県・市区町村によって異なります。なお、今年7月16日時点で、埼玉県、千葉県、東京都、横浜市、川崎市、相模原市などが実施しています。

支援対象避難者：平成23年3月11日時点で福島県中通りおよび浜通り(避難指示区域を除く)に居住していた人。

優先的取り扱いの内容：

住宅困窮要件⇒避難元に住宅を所有していても、当該住宅を所有していないものとみなす

収入要件⇒家族がばらばらに住む分離避難の場合に限り、世帯全員の所得金額の合計額を1/2にした額

参考URL

復興庁「子ども被災者支援法」に基づく支援対象避難者の公営住宅への入居 http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat2/201409_kodomo_sien.html

【マザーズハローワーク】

子育て中の人、子育てをする予定のある人を対象とする「マザーズハローワーク」、「マザーズコーナー」は以前からハローワーク内に設けられていますが、これを活用し、福島県内のマザーズコーナーの運営体制を充実させ、帰還するまでの間の避難先での一時的な就業や、帰還地域での就業を希望する子育て中の求職者の希望に応じたきめ細かな就職支援を実施するとしています。また、避難先でも同様にきめ細かな就職支援を実施する旨が示されています。

- ・担当者制
- ・予約制によるきめ細かな職業相談、職業紹介
- ・仕事と子育てが両立しやすい求人の確保
- ・地方公共団体等との連携による保育サービス
- ・関連情報の提供
- ・子ども連れで来所しやすい環境の整備



交流 ひろば

10～11月



10月

月	火	水	木	金	土	日
			1	2	3	4
5	6	7	8 ☹️	9	10 ☹️	11
12	13	14 ☹️	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24 !!	25
26	27	28 ☹️	29	30	31 ☹️	

11月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7 ☹️	8
9	10	11	12 ☹️	13	14	15
16	17	18	19	20	21 ☹️	22
23	24	25 ☹️	26	27	28	29
30						

日時等は変更される場合があります。お問い合わせはそれぞれの主催団体までお願いいたします。

◆どんぐりの会



10月8日(木)・28日(水)
11月12日(木)・25日(水)

(第2木曜・第4水曜) 午前10時頃～午後1時頃

東日本大震災の影響で避難している同士が集まって気兼ねなくおしゃべりしながら、趣味のものづくりを楽しんでいます。ご都合のよい時間にお越しください。

場所: かながわ県民センター15階

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2(横浜駅西口より徒歩5分)

参加対象: 東日本大震災の影響で避難されている方

主催: どんぐりの会

(小園 080-5058-7310、大橋 090-4551-1109)

横浜
市内

参加費

200円

◆かながわ・あづまっぺお茶っこ会



10月10日(土)
11月7日(土) (毎月1回)

昼12時30分～午後3時

神奈川近郊に避難されている皆様が気楽にお話しできる「お茶っこ」を開催します。軽食(おにぎり・サンドイッチ等)を準備しスタッフがお待ちしています。どうぞお気軽においでください。

場所: かながわ県民センター11階 コラボスタジオ

横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2(横浜駅西口より徒歩5分)

参加対象: 東日本大震災の影響で避難されている方

主催: NPO法人かながわ避難者と共にあゆむ会

TEL 045-312-1121(内線4142)(受付時間: 平日 午後1時～5時)

横浜
市内

参加費

無料

◆東日本大震災で避難している女性のためのほっとサロン



10月14日(水)
11月21日(土) (毎月1回)

午前10時30分～午後2時30分

避難して暮らす女性のための交流の場として、月1回開催されています。これまでのこと、今のこと、これからのことなどを相談できる場、あなたがあなたらしくいる場としてお気軽にご参加ください。川崎市外にお住まいの方も、初めてのご参加も歓迎です。親子づれもOKです。

場所: 川崎市男女共同参画センター(愛称: すくらむ21) 2階 第2交流室

川崎市高津区溝口2-20-1(東急線「溝の口駅」/JR南武線「武蔵溝ノ口駅」から徒歩10分)

参加対象: 東日本大震災の影響で避難されている女性(予約不要)

主催: 川崎市男女共同参画センター

TEL 044-813-0808 FAX 044-813-0864

ホームページ <http://www.scrum21.or.jp>

運営協力: 川崎市総務局危機管理室、国際ソロプチミスト川崎、昼食ボランティア

参加費

無料

川崎
市内

◆神奈川散歩カフェ「川崎ばら苑見学」



10月24日(土) (定員20名)
午前10時

避難されている方々の親睦と健康づくりを兼ねて神奈川県の名所旧跡を歩いて巡る催しです。歩く距離は7～8km、昼ごろに解散予定です。詳細は決定次第お知らせします。

集合場所: JR南武線・小田急線「登戸駅」

解散予定: JR南武線「宿河原駅」

対象: 東日本大震災の影響で避難されている方

主催: NPO法人かながわ避難者と共にあゆむ会

協力: NPO法人神奈川県歩き歩き協会

川崎
市内

参加費

200円

◆オール東北交流会



10月31日(土)
午後(調整中)

場所: 波止場会館

横浜市中区海岸通1-1(みなとみらい線「日本大通り駅」より徒歩5分、JR/横浜市営地下鉄「関内駅」より徒歩15分)

参加対象: 東日本大震災の影響で避難されている方

主催: NPO法人かながわ避難者と共にあゆむ会、かながわ東北ふるさと・つなぐ会

お問い合わせ・お申し込み: TEL 045-312-1121(内線4142)(受付時間: 平日 午後1時～5時)

横浜
市内

参加費

無料

◆神奈川散歩カフェ「戦艦三笠を訪ねて」



11月21日(土) (定員20名)
午前10時

避難されている方々の親睦と健康づくりを兼ねて神奈川県の名所旧跡を歩いて巡る催しです。歩く距離は7～8km、昼ごろに解散予定です。詳細は決定次第お知らせします。

集合場所: 京浜急行本線「横須賀中央駅」

解散予定: 京浜急行本線「汐入駅」

対象: 東日本大震災の影響で避難されている方

主催: NPO法人かながわ避難者と共にあゆむ会

協力: NPO法人神奈川県歩き歩き協会

横須賀
市内

